

YKK AP株式会社による特定防火設備（片開き戸）の 遮炎性能試験における不正受験について

令和6年7月23日に国土交通省において下記の発表があり、川崎市内においては対象の物件があることを神奈川県から報告を受けましたのでお知らせいたします。

国土交通省の発表

YKK AP 株式会社が国土交通大臣認定仕様に適合しない特定防火設備（片開き戸）を平成19年12月まで製造・出荷していた事案について、国土交通省から同社に対し、原因究明等の調査を指示していました。（令和5年4月21日付報道発表）

これを受け、同社が調査を進めていたところ、当該事案に加え、同社が同時期に製造・出荷していた全国117棟（戸の数：981セット）の特定防火設備（片開き戸）について、申請仕様と異なる試験体を用いて遮炎性能試験を受け、国土交通大臣認定を受けていたことが判明したと、令和6年7月16日に同社から報告がありました。

そのうち市内の状況については、次のとおりです。

国土交通大臣認定の仕様に適合しない特定防火設備（片開き戸）が設置

現段階において、神奈川県内7棟のうち、川崎市内においては5棟あることを神奈川県から報告を受けております。

対象物件の区ごとの内訳は以下のとおりです。

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
2棟	0棟	2棟	1棟	0棟	0棟	0棟

今後の対応について

詳細内容を含め、同社から聞き取り調査等を行う予定です。

同社に対し是正指導等を行い、対象物件が適法となるよう、国土交通省や関係特定行政庁と連携を図りながら対応を進めてまいります。

問合せ先

川崎市まちづくり局指導部建築指導課 工藤
電話：044-200-3005

令和 6 年 7 月 23 日
住宅局 建築指導課
参事官(建築企画担当)付
住宅生産課

YKK AP株式会社による特定防火設備（片開き戸）の 遮炎性能試験における不正受験について

YKK AP株式会社より国土交通省に対し、同社が平成 19 年 12 月までに製造・出荷した一部の特定防火設備^{※1}（片開き戸）について、申請仕様と異なる試験体を用いて遮炎性能試験^{※2}を受け、国土交通大臣認定を受けていたとの報告がありました。

これを受けて、国土交通省は、本日当該大臣認定を取り消すとともに、改修の実施等の必要の対応を速やかに行うよう指示しました。

※1 火災の拡大を防止するため、防火区画及び外壁の開口部、避難階段の出入口部分等に用いられるもの。

※2 通常の火災による火熱が加えられたときに、一定時間加熱面以外に火炎を出さないことを確かめる試験。

1. 事案概要

YKK AP株式会社が国土交通大臣認定仕様に適合しない特定防火設備（片開き戸）を平成 19 年 12 月まで製造・出荷していた事案について、国土交通省から同社に対し、原因究明等の調査を指示していました。（令和 5 年 4 月 21 日付報道発表）

これを受け、同社が調査を進めていたところ、当該事案に加え、同社が同時期に製造・出荷していた一部の特定防火設備（片開き戸）について、申請仕様と異なる試験体を用いて遮炎性能試験を受け、国土交通大臣認定を受けていたことが判明したと、令和 6 年 7 月 16 日に同社から報告がありました。

上記報告を受け、国土交通省から同社に対し、対象の特定防火設備の出荷先等の調査を指示したところ、同社から以下の報告がありました。

- （１）大臣認定不適合の解消のために取得した、新たな大臣認定に係る遮炎性能試験（平成 20 年 3 月）において、申請仕様と異なる試験体を用いていた事案が判明したと。
- （２）上記の対象となる特定防火設備が設置されている建築物は、住宅等 117 棟（扉の数：981 セット）で、平成 8 年 4 月から平成 19 年 12 月に取り付けられたものであること。（参考 1）
- （３）不正の内容は、ガラスをおさえる骨材の曲げ角度をガラスが脱落しにくいように変更するなど、合計 7 項目であったこと。（参考 2）
- （４）同社は、今後、対象の特定防火設備が設置された物件の所有者に速やかに連絡をし、建築基準法に適合させるための改修を行う方針であること。

2. 国土交通省の対応

(1) 大臣認定の取消

試験体不正が発覚した以下の大臣認定を本日付けで取り消しました。

大臣認定番号 : EA-0259

大臣認定日 : 平成 20 年 4 月 24 日

構造方法等の名称 : ペーパーハニカムコア充てん網入板ガラス入鋼製片開き戸

(2) YKK AP社への指示

特定防火設備（片開き戸）の遮炎性能試験における不正受験について、別紙のとおり、所要の対応を行うよう指示しました。

(3) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁に対し、物件リストを情報提供し、必要な対応を進めるよう依頼しました。

3. 相談窓口

(1) YKK AP株式会社において、以下の相談窓口が設置されています。

【窓口】

○一般のお客様からのお問い合わせ先 YKK AP株式会社 お客様相談窓口 電話番号 : 0120 - 84 - 1134 受付時間 : 9 : 00～17 : 00（土日祝を除く）	○建築・設計関係者様からのお問い合わせ先 YKK AP株式会社 ビル本部品質保証部 電話番号 : 03 - 5610-8151 受付時間 : 9 : 00～17 : 00（土日祝を除く）
---	--

(YKK AP株式会社における公表)

https://www.ykkapglobal.com/ja/newsroom/important-notice/20240723_2

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（愛称：住まいるダイヤル）に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100（ナビダイヤル）

ナビダイヤル以外は 03-3556-5147

受付時間 10:00-17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】

(違反建築物の是正対応等について)

住宅局建築指導課建築安全調査室 高橋、畑中、田畑

電話 : 代表 03-5253-8111（内線 39-503、39-564、39-525）、直通 03-5253-8933

(大臣認定の取消について)

住宅局参事官(建築企画担当)付 石塚、難波

電話 : 代表 03-5253-8111（内線 39-547、39-576）、直通 03-5253-8126

(住宅性能評価について)

住宅局住宅生産課 外山、小板橋

電話 : 代表 03-5253-8111（内線 39-453、39-434）、直通 03-5253-8510

(別紙)
令和6年7月23日

YKK AP株式会社
代表取締役社長 殿

国土交通省住宅局長

特定防火設備（片開き戸）の遮炎性能試験における不正受験への対応について

貴社より報告があった、貴社が特定防火設備に関する遮炎性能試験において不正受験したことは、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を行うとともに、対応状況について適宜、国土交通省に報告するよう求める。

- 所有者等関係者への丁寧な説明
 - 事案についての丁寧な説明を行うとともに、取り消された大臣認定に基づき製造された特定防火設備（片開き戸）について改修等の具体的な方針を示すこと。
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準に不適合な評価住宅が供給されている場合は、住宅性能評価に係る事案について丁寧な説明を行うとともに、具体的な対応の方針を示すこと。
- 特定行政庁への報告
 - 事案について可及的速やかに報告を行い、是正について協議を行うこと。
- 登録住宅性能評価機関への報告
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準に不適合な評価住宅が供給されている場合は、登録住宅性能評価機関に対して、事案について可及的速やかに報告を行い、その求めに応じて適切に対応すること。
- 改修等の迅速な実施
 - 取り消された大臣認定に基づき製造された特定防火設備及び令和5年4月12日に公表した国土交通大臣認定の仕様に適合しない特定防火設備について、詳細な改修計画を定めるとともに、全社を挙げて可及的速やかに改修等の対応を行うこと。
 - 改修等の計画及び進捗状況について、国土交通省に定期的に報告するとともに、公表すること。
- 原因究明及び再発防止策のとりまとめ等
 - 試験体不正の発生原因を究明すること。
 - 大臣認定不適合という不正事案に対応する中で重ねて起きた不正事案であることに鑑みて、大臣認定に関連する業務におけるコンプライアンスの確保を徹底するよう、社内の組織体制の見直しを含めた実効ある再発防止策をとりまとめ、全社を挙げて取り組むこと。
 - 新規の大臣認定の申請については、上記の再発防止策をとりまとめ、実施した上で行うとともに、認定取得後も出荷製品に関し定期的に第三者機関による仕様確認を受けること。
 - 他的大臣認定について試験体不正がないか必要な調査を行うこと。
- 相談窓口の設置
 - 所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意をもって対応すること。

以上

(参考 1)

都道府県別棟数

都道府県	対象棟数		都道府県	対象棟数
北海道	4		滋賀県	1
青森県	0		京都府	2
岩手県	3		大阪府	8
宮城県	0		兵庫県	5
秋田県	0		奈良県	0
山形県	0		和歌山県	2
福島県	0		鳥取県	0
茨城県	1		島根県	4
栃木県	2		岡山県	0
群馬県	0		広島県	0
埼玉県	5		山口県	1
千葉県	4		徳島県	0
東京都	27		香川県	0
神奈川県	7		愛媛県	1
新潟県	2		高知県	0
富山県	1		福岡県	8
石川県	1		佐賀県	1
福井県	0		長崎県	8
山梨県	1		熊本県	4
長野県	2		大分県	1
岐阜県	3		宮崎県	1
静岡県	2		鹿児島県	1
愛知県	2		沖縄県	1
三重県	1			
計				117

対象の防火設備と試験体不正の概要

(対象の防火設備)

○大臣認定番号 : EA-0259

○大臣認定日 : 平成 20 年 4 月 24 日

○構造方法等の名称 : ペーパーハニカムコア充てん網入板ガラス入鋼製片開き戸

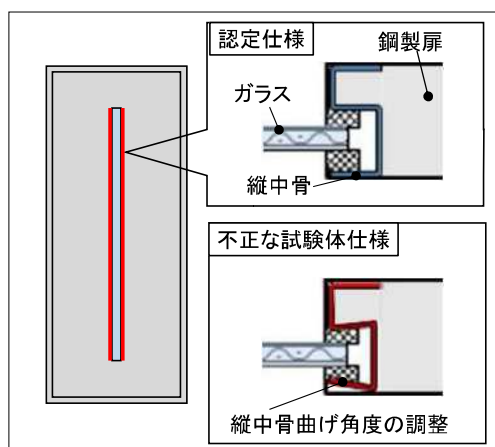
<製品の外観(一例)>



(試験体不正の概要)

○ガラスをおさえる骨材の曲げ角度をガラスが脱落しにくいように変更するなど、
合計7項目の不正

<不正事象の例>



スリット部分のガラスの脱落を防止するための
骨材については直角に折り曲げた形状



骨材の曲げの角度を鋭角に変更